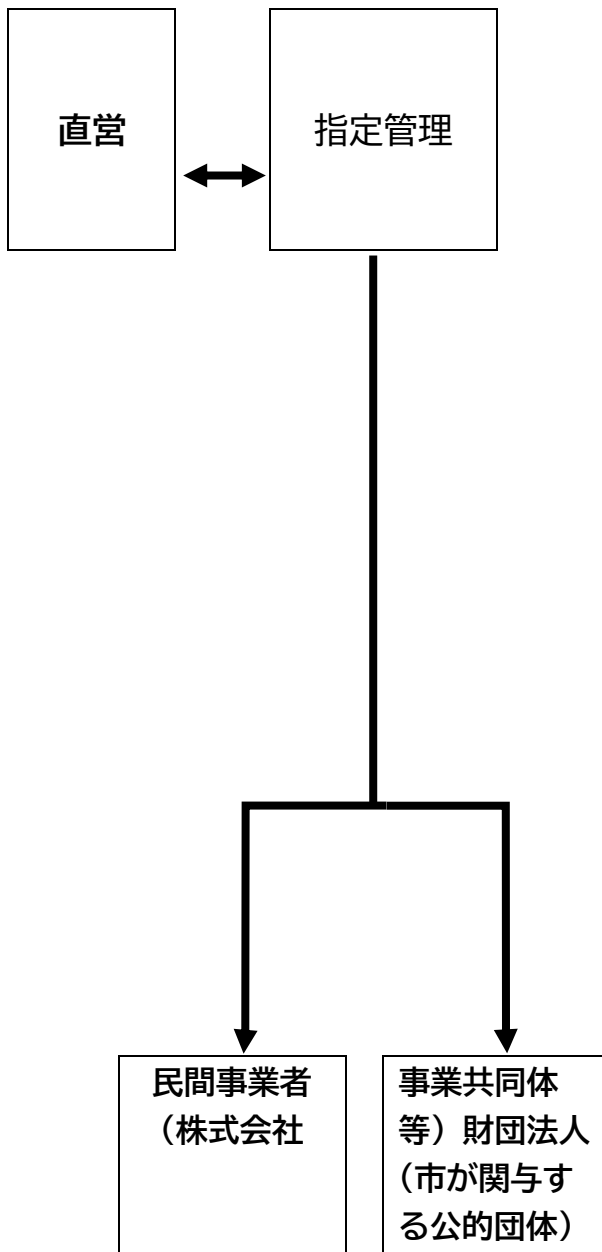


資料1 吾妻公園文化芸術施設の管理運営の比較

3月6日の総合教育会議に企画部が説明した資料より抜粋

管理運営の比較の説明の流れ



★検討事項1

- ◆ 管理運営の基本方針の実現に向けて、文化芸術施設や公園広場、交通公園などを1つの公の施設として、指定管理者制度を活用した一体的な管理運営について検討を進める

★検討事項2

- ◆ 吾妻公園文化芸術施設の所管を市長部局とし、設置管理条例の制定や指定管理者の選定手続きに向けて検討を進める。
- ◆ また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、図書館を市長が管理・執行すること、「文化に関すること」を市長が管理・執行することを定めるため、「木更津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の改正について検討を進める。

★検討事項3

- ◆ 文化芸術施設は、本市の文化振興・地域交流の拠点となる施設であり、運営主体には、市の施策(文化振興・地域交流等)を踏まえた「公共性・専門性・安定性」が求められており、民間事業者と財団法人を比較した場合、財団法人による運営が望ましいと考える。
- ◆ 一方で、市内には上記要件を満たす財団法人が存在していないため、民間的発想で施設経営を行うとともに、各種事業を総合的かつ効果的にプロデュースする専門的人材や社会教育主事、図書館司書等の専門職を確保し、ノウハウを蓄積していくことを含め、新たな財団法人の設立について検討を進める。



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象 	認定対象 
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校) 認可保育所、認定こども園  児童養護施設 障害児施設 など 	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設  一時預かり、病児保育 放課後児童クラブ 学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 教員、部活動指導員  保育士 児童指導員 児童発達支援管理責任者 など 	<ul style="list-style-type: none"> 保育従事者  子育て支援員研修等受講者 放課後児童支援員 塾講師、指導員 など

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- **安全確保措置** …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- **犯罪事実確認** …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- **防止措置** …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- **情報管理措置** …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

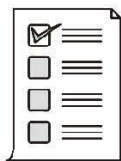
- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、**制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要**です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが重要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 🔍



こどもまんが
こども家庭庁

2025年12月作成

出典:こども家庭庁 HP